

〔実務ノート〕

法曹三者の倫理の在り方についての  
一考察その 5

山 根 祥 利

最後の事例として、法曹倫理上、相手方の関係者である立場として登場した第三者からの特殊な協力要請があり、これに対し第三者の意向を結果として反映させて紛争を終焉させることの出来たものについてである。相手方や第三者に代理人が付いた時には、そこでも法曹共助のマインドを重視することによって解決出来るケースに展開出来ると思ひ、敢えて取り上げた。このケースの対応と解決の理念は、実は法曹共助の精神と共通であり、同根であるというのが実務に携わった私の感想である。

1 私のクライアントは、名門の父親から生前多様な案件の依頼を受け、35年のお付き合いをした方の長男である。母親は地方の名家から嫁いで来た方で、母親が亡くなった後、母親の兄弟姉妹の1人が突然、長男の伯父であり一番裕福な兄が生前クライアントの母に用立てたお金につき、伯父に母親が返済することになっており、その返済されたお金を自分が裕福な兄から貰うことになっていたということを理由として、叔母が母親の死亡後、相続人であるクライアントに直接支払を求めてきたというのである。クライアントは、母親とその兄弟姉妹の間のお金の貸し借り等については全く聞いたことがなく、その内容については、分からなかったが、叔母から言われたので、言われるままその金額を叔母である相手方本人に送金した。

2 クライアントはそれで叔母の請求は終わりだと考えており、叔母の対

版もそうであった。ところが、その後間もなく特段の根拠もないにも関わらず次から次へとクライアントに対して色々な理由を付けて叔母がお金の支払いを求めてくるようになった。クライアントがそれに対し理解が出来ず、自宅に何度も電話をかけ、クライアントの妻がそのことを知り、言われるまま対応すると際限がなく迷惑するので、自宅への連絡を断ったところ、叔母はクライアントが開業しているクリニックへ執拗に架電し、クリニックの対応も異常なまでに増え、業務に支障を来すだけでなく、クライアント自身がノイローゼ気味となり、精神的にも医師としての医療行為に支障を来すようになった。しかしながら叔母からの要求は更に執拗となり、異常な状態が更にエスカレートし、これ以上耐えられないという段階に至り、困り果てて当職に解決策を求めてきたのである。

3 当職が叔母の行動とそれに起因する深刻な影響とその被害状況を客観的に調査し、法的な面からも検討を加えた。その結果、最初に言われるがままに支払ったお金に法的請求権があることは証明出来ず、確たる証拠もない。相手方の主張に法的な根拠があると考えたとしてもクライアントは時効を援用すれば支払義務はないものであることが明らかである。従って、既に支払ったお金についても法的には支払義務があると誤解し、錯誤のまま支払ったものであることが容易に認定出来、錯誤無効で取り戻し出来るという結論に至った。またその後の叔母の主張は、全く何らの根拠もなく、請求は理不尽なものであり、請求自体失当であることは明確である。

4 クライアントに以上のことを説明し、クライアントの考えを聞いたところ、クライアントの依頼としては、叔母に対して既に支払ったものについての返金を求めるつもりはなく、そのことを蒸し返さない方が叔母との関係を修復し、あるいは関係を絶つためには寧ろ有効であると考えていること。ただ、その後の主張と請求の仕方があまりにも常識を逸脱し、且つ執拗な請求にこれ以上耐えられないことは明らかなので、身も心もすっかり参ってしまっている。この状態を1日でも早く改善し、救い出して欲しいので、今後について叔母からの請求についてなくすようにして頂きたいということが依頼の重要なことであることを確信したの

である。

- 5 当職は、事を荒立てないように解決することが最適なケースであることを十分認識出来たので、相手方に対し内容証明郵便ではなく、通常の郵便で次のような手紙を送付することから交渉を開始した。

(資料 1)

平成 29 年 3 月 ● 日

大 下 や す <sup>(※仮名)</sup>  
子 殿

〒160-0022

東京都新宿区新宿 1 丁目 4 番 8 号 新宿小川ビル 6 階

T E L 03 (3350) 6191

F A X 03 (3350) 6192

弁 護 士 山 根 祥 利

拝 啓

突然のお手紙を差し上げることとなり、恐縮しております。

お聞き及びかと存じますが、〇〇氏より、平成 29 年 2 月 19 日の貴女様からのお電話で「もう 100 万円返して欲しい」という請求がなされたことについて依頼を受け、今後は当職が貴女様に対し対応させて頂くこととなりました。併せて〇〇氏とは正式に委任契約を締結し、委任状も頂いておりますことを付言致します。

ところで貴女様からの 100 万円返して欲しいとの根拠を〇〇氏自身よく理解出来ず、従って当職に対する説明も誠に漠然としております。

そこで、まず 100 万円の返還請求の根拠につき、具体的に事実を提示して当職にご説明頂きたく存じます。貴女様の説明で当職が納得出来るものであればその旨〇〇氏に説明致しますし、その後貴女様に対しどのような対応をすれば良いかについて、法律上正しいと思われる

対処をさせて頂きたいと考えている次第です。

出来ますればこの手紙が届いてから1週間以内を目処にお返事を頂戴致したいと存じますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

尚、当職が正式な代理人となりましたので、今後は当職の事前の了解がない限り〇〇氏本人に直接連絡出来ないこととなりますので、ご承知おき下さいますよう。

敬 具

手紙の内容と表現には通常以上の配慮をしたものであったが、それに対する相手方の対応は、当職の手紙に対し直接応答せず、クライアント本人に対し弁護士とのやり取りはしたくない、クライアント本人としかしないという連絡が来たことをクライアントから知らされた。相手方は通常代理人が付くと本人ではなく代理人とやり取りするものであるが、弁護士である代理人を無視する独特な考え方の持ち主であることが判明した。そこでクライアント本人には直接対応しないように代理人制度の趣旨を再度相手方にその旨説明する以下の2通目の手紙を相手方本人宛に送付した。その内容は、代理人制度の下では相手方は本人と直接交渉することは出来ず、代理人を無視することは出来ないことを伝えることを主目的とするものである。

(資料2)

平成29年3月●●日

大 下 や す 子 殿

〒160-0022

東京都新宿区新宿1丁目4番8号 新宿小川ビル6階

T E L 03 (3350) 6191

F A X 03 (3350) 6192

弁 護 士 山 根 祥 利

謹 啓

平成 29 年 3 月●日付で当職が正式な代理人に就任したことを手紙でお知らせし、且つ今後は〇〇氏への直接連絡でなく、当職宛て申し出頂きたいと付言しました。

しかし、その後も何度か〇〇氏のクリニックや自宅へ電話されているようです。

代理人を通してお願いするというのがルールです。今後も頻繁に〇〇氏へ連絡が続くようなら、場合によっては東京都の迷惑防止条例に違反する事態にもなりかねませんので、今後は、何卒当職宛ご連絡下さいますよう老婆心ながらお伝えします。

尚、今回は貴女様から法律事務所からの手紙は同居者の手前困ることを〇〇氏から伺いましたので、この度は事務所の封筒を使用していませんことをご理解下さい。

敬 具

相手方から事務所の名前入り封筒の使用を止めて欲しいとクライアントより伝えられたので、それ以降の相手方への連絡は、印刷された名前の入っていない通常の封筒を利用して相手方に連絡することとした。

- 6 相手方本人の姉の 1 人の第三者の立場の人は、クライアントを子供の頃からよく知っており、相手方の今回の理不尽な請求がクライアントを苦しめており、それを伯母として何とかしてあげたいという気持ち、一方では姉として一番経済的に問題を抱えている妹である相手方本人を傷つけないという気持ちがあった。その第三者からどちらにも配慮した解決案として極めてユニークで、当職も今までそのような依頼を受けたことがない提案が、当職に舞い込んできた。

それは相手方がクライアントに請求してきた金額に対し、第三者自らが全額負担し、それをクライアントの代理人で直接会ったこともない当職宛て送金するので、それをクライアントに渡して貰い、クライアントから相手方本人に振り込んで貰いたいというものであった。第三者は、

妹である相手方本人とクライアントの両方を守るには、それしかなく、その負担は経済的にも第三者には無理なものでなく、当職に対して橋渡しして貰いたいというものであった。それによって相手方本人に満足感を与え、且つ第三者から相手方本人にクライアントの気持ちを伝え、それ以降の際限のない支払請求を止めて貰うことを説得する自信はあるというもので、一般常識から考えては、通常考えられない解決案であった。

このような依頼を受けたのは、当職の弁護士生活 40 年間に於いて全く初めてのケースであり、それに対し弁護士として対応出来るかどうかあらゆる面から慎重に検討した。

## 7 法曹倫理からの検討

- ① このような第三者からの提案は、弁護士にとって相手方に組する訳でもなく、クライアントに不利益になるものではなく、当職としては第三者の意向を受けて対処することは弁護士職務基本規定が定める利益相反の問題には直面せず、介入すること自体は法曹倫理上可能である。
- ② 第三者の依頼であるが、その存在は相手方当事者に近いものであり、しかし第三者は妹である相手方本人には知られたくないという希望でもあり、そのことを前提として法曹倫理の観点に加え、当職の行動の指針とすることとした。
- ③ 当職は第三者の提案について、正式に第三者の依頼を受け、一定の報酬請求をすることは適当ではなく、ボランティアとしての協力的行為として、いわば弁護士義務とは別個の行動として考えることが出来る。以上、あらゆる面から法曹倫理上の疑念を払拭し、問題ないと判断するに至った。

## 8 具体的な対応

- ① まずクライアントに第三者の提案を正確且つ慎重に伝え、クライアントの意見を何度も本音の部分まで踏み込んで確認する作業を行った。
- ② クライアントの最終意見は、第三者の自分に対する配慮を理解した後、むしろ第三者に金銭を負担させるのではなく、自分がその半分を

負担することにより第三者から最終的に相手方本人にクライアントの趣旨を上手く伝えて貰い、相手方から将来にわたって迷惑をかけられないようにして貰うためにはそれが一番妥当であり、そのための出費は納得しているので、是非そのように当職から第三者に伝えて頂きたいというものであった。

- ③ 当職が行ったことは、第三者にクライアントの真意を伝え、結果として相手方からの請求額を折半し、クライアント本人から相手方に送金することで解決することになり、第三者から当職宛折半した半額を送金して頂き、それをクライアントに渡すという方法を取った。第三者の当職に対する信頼を現実化することが相当であることを確信した。
- ④ 書面での将来の再燃防止の確保をどうするかが最後の検討事項となった。しかし、通常のしほりをかけることは必ずしも相手方本人が納得して将来請求をしないことには直結せず、むしろ相手方本人が心から納得する内容を慎重且つ抵抗のない形で残すことにより第三者と当職とで書面を作り、クライアントに賛同して貰う手続きを取り、第三者と相手方の間の手紙のやり取りを事実上の将来の再燃防止の担保とする事の同意を得ることが出来た。
- ⑤ そのため、通常は合意書形式が相当であるが、前記④の対応の方がごく自然であり、相手方本人の気持ちを穏やかにすることを最優先とした。

## 9 決着

- ① 穏やかな決着が出来、何も知らない相手方本人、第三者、クライアントは、それぞれが一切他人に公開せず、全て封印することとし、その後相手方からは何らアクションもなく、今後もないものと確信するに至った。
- ② 最終決着が付くまでの間に第三者から当職宛相手方本人が請求していた金額の全額をお送り頂いていたので、その半額をクライアントに、その半額は第三者にお返しするためにそれぞれに送金した。クライアントに送金した半額とクライアントが負担した半額の相手方が要求した合計額をクライアントから送金して貰った。

10 法曹共助の倫理からの評価

- ① このケースでは、法曹としては、当職しか関与せず、一見法曹共助とは関係がないように思われる。しかし、関係者の協同による解決に向けての共通認識を持った具体的共助行動の観点からは、その根底に同一の哲学、考え方があ
- ② 各関係者に代理人が付いている場合にもこのケースで考えるべきこと、やるべきことに何ら変わりはないことは、その場合には、法曹共助の倫理が顕在化するので、代理人がない時には潜在化しており、見えにくい
- ③ 法曹共助の信頼の精神からの解決をしようとする場合には、このケースのように法曹資格者は、1人である。しかも実際には黒子に徹して表面に出ないように慎重に行動した。しかしこの場合であっても法曹共助の哲学、倫理の精神で臨まなければ相手方関係者の立場に配慮してベストに結びつく行動を取ることは最も重要であることを考えると、ここにも法曹共助の倫理を1人でも体現することが要請される場面であるといえる。その意味で敢えて最後にこのケースを取り上げたということが、当職の真意である。

【付記】

山根祥利教授は本年8月22日に逝去され、このご論考が山根教授の絶筆となりました。ご冥福をお祈りします。(法務研究科 小早川)